

この夏の国政をめぐる選択
= 憲法が重大争点に =

変えたら大変!! 日本国憲法



日本国憲法
海外で最高の評価

◆「朝日新聞」(2012.5.3)は、米法学者らが、成文化された世界の「全ての憲法」188カ国分を分析した結果、「日本国憲法」が、世界で「最も最先端の憲法」であると評価している(「世界発(ワシントン)」記事を掲載)。

世界の人權
上位19項目
全て満たす先進ぶり
(ワシントン大学・ロー教授)

◆記事によると、ワシントン大学のロー教授は「日本国憲法の最大の特徴は、改正されず、手つかずで生き続けた長さ」と語り、「現存する憲法の中では『最高齢』だ。だからと言って内容が古びているわけではない。むしろ逆で、世界でいま主流になった人權の上位19項目までをすべて満たす先進ぶり」と指摘。

また
ハーシニ
ア大学のハーシニグ準教授は「65年も前に画期的な人權の先取りをしたこともユニークな憲法だ」と話す。

日本の憲法が
変わらなくなった
最大の理由は
国民の自主的な支持が
強固だったから
(ロー教授)

◆また9条をめぐる「解釈改憲」により自衛隊の海外派遣などの問題をはじめ、「日本では米国の『押しつけ』憲法を捨てて、自主憲法をつくるべきだ」という議論について、ロー教授は「奇妙なことだ」、「日本の憲法が変わらなくなった最大の理由は、国民の自主的な支持が強固だったから。経済発展と平和の維持に貢献してきた成功モデル。それをあえて変更する政争の道を選ばなかったのは、日本人の賢明さではないでしょうか」と語っている。



改憲ハードルを下げる「96条」改正とは 「憲法が憲法でなくなる」こと⇒立憲主義の崩壊

- ★ 憲法は、主権者国民が国に守らせるもの＝「立憲主義」
- 憲法は、法律とは違い、政府など「国家権力」が勝手なことをしないように、主権者である国民が「国」に守らせる最高法規。
- 改憲ハードルを下げる憲法改正をした国はありません。ハードルが高いのは、立憲主義の世界では常識。
- 韓国でも3分の2以上で、国民の過半数の賛成が条件。アメリカでは、上下両院3分の2以上の賛成と、州議会の4分の3以上の賛成が条件。
- ★ 勝つためのルール改正など、スポーツでも許されない!
- 自民・日本維新・みんなの党などの96条改正とは、ハードルを「3分の2以上」から「2分の1以上」に引き下げ、過半数さえあれば、いつでも改憲を可能にするもの。
- スポーツでも、勝つためにルール改正したら、スポーツでなくなります。
- 同じ様に「憲法が憲法でなくなる」96条改正は「邪道中の邪道」です。
- 「改憲論者」の憲法学者からも、「立憲主義の破壊だ!」と猛烈な反対の声が上がっています。

|| 2012年・第15回八王子
「平和を愛する文化祭」メッセージより ||

憲法が 本当に生かされていたら
国民主権は 厳格に守られ
安全神話など 嘘やごまかしは許されず
悲惨な 原発事故は起こらなかった
憲法が 本当に生かされていたら
人權は 尊重され
働いても 働いても 生活できない
こんなひどい 格差社会にはならなかった
世界一 危険な米軍基地に
六十七年間 苦しめられてきた沖縄:
憲法が 本当に生かされていたら
基地のない 世界一 美しく 平和な
「沖縄と日本」が 実現していたに違いない
この「平和憲法」を生かしてこそ
子どもと 若者たちの未来がある
この「平和憲法」を生かしてこそ
誰もが 安心して暮らせる 社会がある

「9条の会・八王子市内連絡会」ニュース (2013年6月)
連絡先: 電話&fax 042-636-9952 (メール: qjo_8oji@yahoo.co.jp)

八王子市内の「9条の会」:
◆打越・片倉・北野憲法9条の会 ◆宇津木台9条の会 ◆川口憲法9条の会 ◆絹ヶ丘・北野台憲法9条の会 ◆首都大学東京教職員9条の会 ◆城山9条の会 ◆高尾憲法9条を守る会 ◆中央大学教員9条の会 ◆中央大学9条の会(学生) ◆長沼憲法9条の会 ◆西八王子憲法9条を守る会 ◆別所憲法9条の会 ◆南大沢憲法9条の会 ◆みなみ野憲法9条の会 ◆元八王子東9条の会 ◆由木9条の会 ●八王子憲法9条の会
※大江健三郎さんをはじめ9氏のアピールに応じて「9条の会」はいま全国で7,500を超えています。「9条」を持つ「日本国憲法」をまもり 生かすために、あなたもぜひ9条の会に参加しませんか?

海外からも「9条改悪」に警鐘!!

Los Angeles Times
ロサンゼルス・タイムズ
2013.1.11 電子版

米紙ロサンゼルス・タイムズ(1/11 電子版)は「安倍首相が憲法の平和条項として世界的に有名な9条改定を表明した」と改憲の動きに注目し「自民党は権威主義的で軍国主義的な日本の土台をつくらうと企んでいる」と指摘して「世界中の人権擁護団体は、自民党の改憲に対して世論を動員しなければならない」と警鐘を打ち鳴らしています。



- ★天皇を元首化 ★「戦争放棄」を削除し「国防軍」創設
- ★国民に軍事活動への協力義務 ★国民の知る権利制限
- ★表現及び結社の自由制限 ★軍法会議や憲兵隊の復活
- ★大幅な人権抑圧の危険 ★基本的人権を否定して国の義務を削除
- ★首相の強権政治と国会の形骸化：など

なぜ...?
TVなど、マスコミが報道しない
『自民党改憲案』の恐ろしい中身
...この道は、いつか来た道

自民党が、昨年の4月27日に発表した「日本国憲法改正草案」の内容を詳しく見てみると、

①戦前のように天皇を「元首」化

◆前文で天皇中心の国家を説き、第一章で「天皇は、日本国の元首」と明記。◆天皇中心の文化と国家の維持継承を国民に義務付け「主権在民」の立場を弱め、歴史に逆行。

②憲法前文から「侵略戦争の反省と不戦平和の誓い」削除

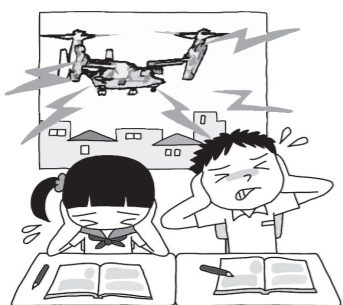
◆前文から「侵略戦争の反省と不戦平和の誓い」などをすべて削除。国民に国土防衛を求める規定創設。

領土問題でも
過去の侵略戦争を反省し
憲法9条を生かした
平和外交でこそ解決可能

- ▶ヨーロッパでは、ドイツが過去の侵略戦争を反省し、今なおナチスの犯罪を追及しています。
- ▶しかし安倍首相は、従軍慰安婦の問題や南京大虐殺の問題でも、それが無かったこととして、過去の侵略戦争への反省を全くしていません。
- ▶そればかりか、あの侵略戦争を肯定し、美化している靖国神社への閣僚参拝など、日本政府の姿勢がいま世界中で非難されています。
- ▶こうした態度では、いくら領土問題で主張しても、アジアからも世界からも日本は信用されません。
- ▶過去の侵略戦争を真摯に反省してこそ、相手国との信頼関係も生まれ、また憲法9条に基づく平和外交の努力によってこそ、お互いに納得ゆく解決の道が生まれるのです。

軍事優先は時代に逆行
憲法9条の道こそ
未来へつながる確かな道

- ▶ところが、安倍政権は反省するどころか、領土問題や北朝鮮問題などを軍備増強の好機ととらえ、危機感を煽り、「防衛費の大幅増額」など軍事的対応を一層強めています。それでは緊張を高めるだけです。
- ▶イラクやアフガンを見ても、軍事優先の道は「泥沼化の道」であり、また北朝鮮などの軍事挑発もアジアと世界から「孤立する道」です。
- ▶武力衝突で莫大な利益を上げるのは、一部の権力者と「軍需産業・巨大企業・大資産家」だけであり、犠牲になるのは、圧倒的多数の私たち国民です
- ▶21世紀の今、日本国憲法9条に基づく平和外交のねばり強い努力こそが確かな未来を拓く道です。



- ◆海外派兵や戦争の「歯止め」でもある「9条2項」を全文削除し、戦争が出来る「自衛権の発動」に書換え。
- ◆新たに「第9条の二」を書き加え「国防軍」を創設。
- ◆戦争をする上で障害となってきた「憲法上の制約」を全て取り払って、米国に追随して戦争することが可能となる。

⑤憲法に軍の機密保持を新設。知る権利を剥奪。国民には軍事活動への協力義務。：軍法会議や憲兵隊復活の危険。

- ◆9条に軍の機密保持の項を新設して「国民の知る権利」を制限。
- ◆国民を軍事活動に協力させる。
- ◆軍警察＝憲兵隊の復活や、一般市民の思想・行動も監視され「軍法会議」にかけられる危険。

⑥表現・結社の自由制限、政党への権力介入の危険

- ◆政府の判断による「公益及び公の秩序」を理由にして、表現・結社の自由が制限され、戦前の「治安維持法」に通じる思想介入や弾圧などの危険。
- ◆また新たに「政党」条項を創設し、政権を批判する政党などを敵視し、権力介入の意図も明白。

⑦国家が家族に干渉、戦前の古い価値観が復活

- ◆「家族」の項を24条に挿入。◆お上から「家族は互いに助け合わなければならない」と要求して、第25条から「国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務」を削除。国の義務を放棄し、個々の家族に責任を転嫁。



⑨「緊急事態条項」新設 大幅な人権抑圧の危険

- ◆第九章に「緊急事態」条項新設。
- ◆緊急事態を口実に、人権の停止・服従義務など、国民の人権が大幅に抑圧される危険
- ◆戒厳令?

⑩内閣総理大臣の権限を強化・強権政治へ

- ◆内閣総理大臣の権限強化。閣議決定抜きで単独指揮を可能に。
- ◆総理大臣、国務大臣の国会出席義務を免除。議事の定足数3分の1を緩和し、議決時だけの要件とする。◆国会が形骸化。

⑪地方自治体と住民に差別と負担を義務化

⑫立憲主義の否定＝改憲ハードルの引き下げ

- ◆「改憲発議」要件を「3分の2」から「2分の1」に緩和。◆「国民に提案して：過半数の賛成を必要とする」を「有効投票の過半数の賛成を必要とする」に変更。
- ◆投票率が低ければ、賛成が国民の「数分の1」であっても改憲が可能となる。

⑬第十章「最高法規」から「基本的人権」を全文削除

- ※97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」を全文削除

⑧勤労者の団結権・結社・労働基本権の制限

(28条の2)